答 弁 第 七 二 号平成十三年七月六日受領

内閣衆質一五一第七二号

平成十三年七月六日

内閣総理大臣 小 泉 純一 郎

衆 議 院 議 長 綿 貫 民 輔 殿

衆議院議員原陽子君提出道路特定財源の見直しなどに関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆議院議員原陽子君提出道路特定財源の見直しなどに関する質問に対する答弁書

について

第百五十一回国会における所信表明演説でも述べたとおり、 我が国が巨額の財政赤字を抱えている状況

にかんがみ、 財政の構造改革を実施すべく、あらゆる歳出について「聖域なき見直し」を行うことが内閣

の基本方針である。このため、いわゆる道路特定財源についても見直すこととしており、「「今後の経済

財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」について」(平成十三年六月二十六日閣議決定) に

おいても、 「道路等の 「特定財源」について、 税収を、 対応する特定の公共サービスに要する費用の財源

に充てることが、一定の合理性を持ちうるとしても、 の適正な配分を歪め、 財政の硬直化を招く傾向があることから、 他方、そのような税収の使途を特定することは、 そのあり方を見直す。」としたところ 資

である。

源

なお、 その見直しの具体的な内容については、これらの基本方針を踏まえ、今後、予断をはさまず、真

剣に検討してまいりたい。

二の(1)及び(2)について

昭和二十年八月十五日から現在までに公布された法律でその題名に「緊急措置法」、 「臨時措置法」又

は 「特別措置法」という文言が用いられているものの数は、 整理の仕方にもよるが、二百九十六件と把握

しており、そのうち廃止又は失効した法律の件名等は、 別表第一のとおりである。

二の(3)について

二の(1)及び(2)についてで述べた二百九十六件の法律のうち、過去にその期限の延長が行われ現

在も効力を有するものの件名、 直近の延長理由等は、 別表第二のとおりである。

二の(4)について

御指摘のとおり、 「緊急措置法」、 「臨時措置法」又は 「特別措置法」という文言が題名に用いられて

11 る法律の中には、 長期間にわたり一定の措置が継続されているものもあるが、これらは、 いずれも、 所

期の目的がなお達成されていないこと、状況の変化によっても当該法律になお存在意義があること等を理

由としたものであり、適正なものと考えている。

なお、これらの法律については、その存続の要否や題名の在り方につき、今後とも、必要に応じて検討

してまいりたい。

## 三の(1)について

お尋ね 0 「道路特別会計を財源として実施できる事業」 の意味が必ずしも明らかではないが、 揮発油税

の収入額の全額及び石油ガス税の収入額の二分の一に相当する金額の合算額が財源として充てられる道路

整備費とは、 次に掲げる道路の新設、 改築、 維持及び修繕(以下「一般国道の新設等」という。)に関す

る計画 三年法律第三十四号) (道路整備五箇年計画) 第二条第一項及び第三条第一項並びに道路整備緊急措置法施行令 の実施に要する国が支弁する経費をいう(道路整備緊急措置法 (昭和三十四年政 (昭和三十

令第十七号) 第一条)。

## 一般国道

- 2 高速自動車国道
- 3 道路 法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第五十六条の規定により国土交通大臣が指定する主要な都道

## 府県道又は市道

4 3に掲げるもののほか、 資源の開発、 産業の振興その他国の施策上特に整備する必要があると認めら

れる都道府県道又は市町村道

三の (2) について

a)については、 道路管理者が行うモノレール又は新交通システムの支柱、 桁た 床版、 停留場及び交通

安全施設等の整備は、 一般国道の新設等に該当する。

b)については、 道路管理者が道路上に又は道路に接して設ける自動車駐車場及び道路管理者が道路に

接して設ける自転車駐車場の整備は、 一般国道の新設等に該当する。

c)については、

お尋ね

0

「道路の緑化」が具体的に何を指すのかが必ずしも明らかではないが、

例え

ば、 植樹帯の設置及び歩道等の道路上の並木等の植栽は、 般国道の新設等に該当する。

d) については、 一般国道の新設等に該当しない。 なお、 高速自動車国道又は自動車専用道路に設ける

低公害車の燃料充填施設については、 道路の占用の許可対象とされている。

e)については、お尋ねの「交通安全対策事業」が具体的に何を指すのかが必ずしも明らかではないが、

例えば、交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法 (昭和四十一年法律第四十五号)第二条第三項に規

定する交通安全施設等整備事業で道路管理者が行うものは、一般国道の新設等に該当する。

f)については、 一般国道の新設等に該当する。

g については、 お尋ね 0 「光ファイバーの収容空間の整備」 が具体的に何を指すのかが必ずしも明ら

四について

かでは、

な

いが、

例えば、

共同溝、

電線共同溝及び情報ボックスの整備

は、

般国道の新設等に該当する。

ある。これらの措置については、 定された税率と異なる税率を定める措置が講じられた税目等で把握しているものは、 税対象の全部又は大半について別の法律又は附則 したいわゆるシャウプ勧告が発表された昭和二十四年の翌年から現在に至るまでの間に、 二十五年法律第二百二十六号) (昭和三十二年法律第二十六号) 第八十九条 御指摘 0 「暫定税率」が具体的に何を指すのかが必ずしも明らかではないが、 附則第三十二条 これまでも必要に応じて見直しを行ってきたところであり、 (揮発油税及び地方道路税の税率の特例) (自動車取得税の非課税等) (経過措置を除く。) で一定の期間等に限って本 等の例のように、 抜本的な税制改革を提案 別表第三のとおりで 租税特別措置法 地方税法 今後とも、 各税: · 則に規 法の課 ( 昭 和

五の(1)について

引き続きその在り方について検討していく必要があると考えている。

平成十年五月二十九日に閣議決定された道路整備五箇年計画 <del>议</del>下 「現行の道路整備五箇年計

う。)について、 計画どおりに道路の整備が行われた場合に想定される効果を推計する手段として作成さ

れた計量経済モデル(以下「現行モデル」という。)の名称は、 F O R M ATION (Forecasting Model

for Nationwide Effect of Road Improvement Investment) じある。

現行モデルにおいては、現行の道路整備五箇年計画に基づく道路整備の効果を多角的かつ総合的に分析

拡大効果及び道路投資そのものがもたらす需要創出効果による国内総生産 (以下「GDP」という。)の

道路投資額等を所与のものとして、整備された道路の供用がもたらす生産力

増大等を推計している。

するため、

道路の供用延長、

生産力拡大効果とは、 整備された道路の供用によって各地点間の交通近接性が向上することに

よりもたらされる効果をいい、現行モデルにおいては次の三要素を考慮してい

1 道路輸送費用の低下等により以前と同量の労働と資本を使用して付加価値をより増大させることがで

きるという企業の潜在生産力の向上

2 交通立地条件の向上による民間設備投資の増加

3 移動費用の低減、 移動可能圏域の拡大による余暇関連消費の増加

需要創出効果とは、 例えば、 道路投資により建設資材等の需要が増加し、 これにより企業の所得

が増加して新たな設備投資が誘発されるとともに、 雇用者の所得が増加して個人消費が誘発され、 これら

0 誘発された設備投資や個人消費が他者の所得を増加させ、更に設備投資や個人消費を誘発させていくと

41 ・った、 当初の道路投資による経済全般への波及効果(いわゆる乗数効果)をいう。

なお、 現行モデルによる二百兆円の経済効果は、 国民総生産 (以下「GNP」という。)ではなくGD

Pの増加額を推計したものである。

五の(2)について

現行モデルは、 専門家の指導及び助言を受けながら建設省道路局が開発したものである。

五の(3)について

現行モデルの基本的な考え方については、 国土交通省のホームページにおいて公開するとともに、 我が

玉 の道路行政の制度等についての解説書である「道路行政」 (国土交通省道路局監修)にも掲載している

ところであり、 今後とも、道路整備の効果とその推計方法について、国民に対する説明責任を果たしてま

いりたい。

お 尋 ね 0 「モデルに組み込まれた」ということが具体的にどのようなことを指すのかが必ずしも明らか

ではないが、昭和二十九年五月二十日に閣議決定された道路整備五箇年計画 (第一次道路整備五箇 年計 画

(第八次道路整備五箇年計画)

までの

から昭和五十三年五月十九日に閣議決定された道路整備五箇年計画

各計画については、 計画どおりに道路の整備が行われた場合に想定される効果を推計する手段としての計

量経済モデルをいずれも作成していない。

昭和五十八年五月二十七日に閣議決定された道路整備 五箇年計画 (以下「第九次道路整備 五箇年 計 画

という。)、 昭和六十三年五月二十七日に閣議決定された道路整備五箇年計画 (以下「第十次道路 整備 Ŧ.

箇年計画」 という。) 及び平成五年五月二十八日に閣議決定された道路整備 五箇年計画 (以 下 第十 一次

道路整備 五箇年計画」という。)については、それぞれ計量経済モデルを作成したが、 いずれの計量経済

モデルも自動車交通量を変数として取り扱っていない。

現行モデルでは自動車交通量が変数として取り扱われており、 現行の道路整備五箇年計画について、

画どおりに道路の整備が行われた場合の自動車交通量は、 別表第四のとおりである。 また、 現行の道路整

備 五箇年計画 の計画初年度である平成十年度及び平成十一年度の自動車交通量の実績値は、 「陸運統計要

覧 (平成十二年版) (国土交通省総合政策局情報管理部 [編集) によれば、 それぞれ七千四 |百六十 億台

キロメートル及び七千六百五十一億台キロメートルである。

第九次道路整備五箇年計画から現行の道路整備五箇年計画までの各計画について、 計画どおりに道路の

整備 が行われた場合の計量経済モデルによるGNP又はGDPの成長率及び第九次道路整備五箇年 計 画 0

計 画初年度である昭 和五十八年度から平成十一年度までのGNP又はGDPの成長率の実績値は、 別表第

五のとおりである。

七について

道路は、 その供用によって渋滞 の解消、 物流 の円滑化、 交通安全の確保、 環境負荷の低減等の多様 な効

果がもたらされるものであり、 道路 の整備に当たっては、 これらの効果に対応した指標によりその必要性

を総合的に評価しているところである。

例えば、 現行の道路整備 五箇年計画においても、 高規格幹線道路の整備の必要性については、 高規格幹

線道路から一 時間以内に到達できる地域の面積割合、 人口当たりの供用延長、 自動車保有台数当たりの供

用延長、 国際空港や重要港湾等へのアクセス率等の指標を用いて総合的に評価しているところである。

御指摘のように特定の指標のみで道路の整備が遅れていると評価しているのではない。

## 八について

の の 、 料金、 め 関係が認められることから、そのサービスの提供に要する費用は、主にこれらの税の収入によって賄われ こととされており、 にその受益者を個別に把握できることから、そのサービスの提供に要する費用は、 ころである。 道路、 個々の施設において提供されるサービスの内容等に応じて、受益者負担の仕組みが構築されていると 自動車の取得や揮発油の消費等に係る税負担と提供されるサービスからの受益との間に密接な対応 利用料等によって賄われているところである。一方、道路については、 鉄道、 例えば、 空港等の施設の整備は、 個別にその受益者を把握して料金、 鉄道や空港については、その利用者が直接の受益者でありサービスを提供するごと 受益者も相応の負担を行うことが必要であると考えられ、このた 利用料等により負担を求めることは困難であるも 原則として無料で公開する 主に利用者本人からの

このように、 提供されるサービスの内容等に応じて受益者負担の仕組みは異なることから、 利用者負担 ているところである。

と一般財源負担の割合の差異をもって公共投資が道路整備に偏っているとの御指摘は当たらないと考えて

いる。

九について

道路整備五箇年計画に基づく整備目標が達成されなかった場合には、政府として、その原因の調査等を

行うとともに、今後の道路整備の在り方について検討し、その結果を踏まえて着実な道路の整備を行う責

務を有する。

また、 道路整備五箇年計画の策定に当たっては、 社会経済状況の変化等を考慮して自動車交通量等を推

計し、これらの推計を踏まえて道路整備の目標を設定しており、 その設定は適正に行われていると考えて

いる。

国土交通省においては、道路の整備に当たって、道路整備五箇年計画に基づく整備目標等を踏まえつつ、

効果的・効率的に事業を実施しており、今後とも、道路整備の目標達成に努めてまいりたい。

十について

道路整備五箇年計画については、政府として、計画策定後の社会・経済の動向、 財政事情等を勘案しつ

別表第一

件名	廃止・失効の別	廃止・失効年月日
生活環境施設整備緊急措置法(昭和三十八年法律第百八	廃止	昭和四十三年五月二十一日
十三号)		
通学路に係る交通安全施設等の整備及び踏切道の構造改	廃止	昭和四十四年四月一日
良等に関する緊急措置法(昭和四十二年法律第百七号)		
清掃施設整備緊急措置法 (昭和四十三年法律第五十八号)	廃止	昭和四十七年六月二十三日
過疎地域対策緊急措置法(昭和四十五年法律第三十一号)	失効	昭和五十五年四月一日
造林臨時措置法(昭和二十五年法律第百五十号)	<b>廃</b> 止	平成六年十一月十一日
ニッケル製錬事業助成臨時措置法(昭和二十六年法律第	廃止	昭和三十年六月十五日
二百六号)		
特定中小企業の安定に関する臨時措置法(昭和二十七年	廃止	昭和三十三年四月一日
法律第二百九十四号)		

道路整備費の財源等に関する臨時措置法(昭和二十八年 廃止	昭和三十三年四月一日
法律第七十三号)	
公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法(昭和三十年 廃止	昭和三十三年四月一日
法律第百四十七号)	
<b>繊維工業設備臨時措置法(昭和三十一年法律第百三十号)</b> 廃止	昭和三十九年十月一日
電子工業振興臨時措置法(昭和三十二年法律第百七十一/廃止	昭和四十六年四月一日
号)	
繭糸価格の安定に関する臨時措置法(昭和三十三年法律 廃止	昭和四十一年三月三十一日
第百六十七号)	
農業共済基金法第三十九条第一項の特別積立金の処分等 廃止	昭和五十七年七月二十三日
に関する臨時措置法(昭和三十四年法律第四十七号)	
塩業整備臨時措置法(昭和三十四年法律第八十一号) 廃止	昭和四十六年四月十六日
国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法(昭和 廃止	

三十六年法律第八十七号)		
金属鉱業等安定臨時措置法(昭和三十八年法律第百十六)	廃止	昭和四十三年五月二日
号)	·	
海運業の再建整備に関する臨時措置法(昭和三十八年法)	廃止	平成十一年十二月二十二日
律第百十八号)		
肥料価格安定臨時措置法(昭和三十九年法律第百三十八一	廃止	平成元年六月三十日
号)		
石炭鉱業再建整備臨時措置法(昭和四十二年法律第四十一	廃止	平成四年三月三十一日
九号)		
繊維産業構造改善臨時措置法(昭和四十二年法律第八十一	廃止	平成十一年三月三十一日
二号)		
日本万国博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法(昭	廃止	昭和四十六年九月十二日
和四十三年法律第十二号)		

大学の運営に関する臨時措置法(昭和四十四年法律第七	廃止	平成十三年一月六日
十号)		
中小企業特恵対策臨時措置法(昭和四十六年法律第三十	廃止	昭和五十一年十二月十五日
八号)		
塩業の整備及び近代化の促進に関する臨時措置法(昭和	廃 止	昭和六十年四月一日
四十六年法律第四十七号)		
沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法	廃 止	昭和五十二年一月十七日
(昭和四十八年法律第十一号)		
畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法(昭和	廃止	昭和五十四年四月一日
四十八年法律第七十九号)		
中小企業事業転換対策臨時措置法(昭和五十一年法律第一	廃止	昭和六十一年二月二十五日
八十四号)		
特定不況業種離職者臨時措置法(昭和五十二年法律第九	廃 止	昭和五十八年七月一日

十五号)		
特定産業構造改善臨時措置法(昭和五十三年法律第四十一章	廃止	昭和六十三年六月三十日
四号)		
特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法(昭和五十三	廃止	昭和六十一年十二月五日
年法律第百六号)		
特定不況地域離職者臨時措置法(昭和五十三年法律第百	廃止	昭和五十八年七月一日
七号)	,	
国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法	廃止	昭和六十一年九月十五日
(昭和五十七年法律第三十六号)		
日本国有鉄道の経営する事業の再建の推進に関する臨時	廃止	昭和六十一年十二月四日
措置法 (昭和五十八年法律第五十号)		
中小企業技術開発促進臨時措置法(昭和六十年法律第五一	廃止	平成七年四月十四日
十五号)		

農業改良資金助成法による貸付金等の財源に充てるため   廃止	平成十一年十二月二十二日
の日本中央競馬会の国庫納付金の納付等に関する臨時措	
置法(昭和六十一年法律第三十六号)	
産業構造転換円滑化臨時措置法(昭和六十二年法律第二 廃止	平成八年五月二十九日
十四号)	
特定船舶製造業経営安定臨時措置法(昭和六十二年法律 廃止	平成四年三月三十日
第二十五号)	
国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法 廃止	平成三年九月二十九日
(昭和六十二年法律第六十五号)	
異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓の促廃止	平成七年四月十四日
進に関する臨時措置法(昭和六十三年法律第十七号)	
特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第五 廃止	平成十二年三月二日
十九号)	

地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法(平成   廃止	平成十一年二月十六日
元年法律第六十号)	
特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法(平成四 廃止	平成九年六月十二日
年法律第四十四号)	
特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化 廃止	平成十一年七月二日
への適応の円滑化に関する臨時措置法(平成五年法律第一	
九十三号)	
特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法(平 廃止	平成十一年十月一日
成七年法律第六十一号)	
<b>食糧確保臨時措置法(昭和二十三年法律第百八十二号)</b> 失効	昭和二十六年四月一日
漁業権等臨時措置法(昭和二十三年法律第二百二十号)   失効	昭和二十五年三月十四日
特別鉱害復旧臨時措置法(昭和二十五年法律第百七十六 失効	昭和三十三年四月一日
号)	

	昭利四十六年四月一日
六十六号)	
国有林野整備臨時措置法(昭和二十六年法律第二百四十 失効 昭-	昭和三十年四月一日
七号)	
急傾斜地帯農業振興臨時措置法(昭和二十七年法律第百 失効 昭1	昭和四十六年四月一日
三十五号)	
で心菜生産振興臨時措置法(昭和二十八年法律第二号) 失効 昭、	昭和三十八年四月一日
海岸砂地地帯農業振興臨時措置法(昭和二十八年法律第一失効昭・	昭和四十六年四月一日
十二号)	
核原料物質開発促進臨時措置法(昭和三十一年法律第九人失効昭・	昭和五十一年四月一日
十三号)	
機械工業振興臨時措置法(昭和三十一年法律第百五十四 失効 昭和	昭和四十六年四月一日
号)	

 生糸製造設備臨時措置法(昭和三十二年法律第百四十号)	失効	昭和三十四年十一月一日
 けい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置	失効	昭和三十五年四月一日
 法 (昭和三十三年法律第百四十三号)		
 プラント類輸出促進臨時措置法(昭和三十四年法律第五	失効	昭和四十六年四月一日
 十八号)		
中小企業業種別振興臨時措置法(昭和三十五年法律第七	失効	昭和四十年四月一日
十一号)		
石炭鉱山保安臨時措置法(昭和三十六年法律第百九十四	失 効	昭和四十三年四月一日
 号)		
繊維工業設備等臨時措置法(昭和三十九年法律第百三号)	失 効	昭和四十五年七月一日
中小企業信用保険臨時措置法(昭和四十年法律第百五十	失効	昭和四十二年七月一日
三号)		
果樹保険臨時措置法(昭和四十二年法律第九十三号)	失効	昭和四十八年四月一日

特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法(昭和四 失効	昭和五十三年四月一日
十六年法律第十七号)	
漁船積荷保険臨時措置法(昭和四十八年法律第五十六号) 失効	昭和五十八年十月一日
割増金付貯蓄に関する臨時措置法(昭和四十九年法律第一失効	昭和五十一年四月一日
四号)	
漁船船主責任保険臨時措置法(昭和五十一年法律第四十年失効	昭和五十六年十月一日
五号)	
円相場高騰関連中小企業対策臨時措置法(昭和五十三年 失効	昭和五十五年四月一日
法律第二号)	
特定機械情報産業振興臨時措置法(昭和五十三年法律第一失効	昭和六十年七月一日
八十四号)	
産地中小企業対策臨時措置法(昭和五十四年法律第五十 失効 日	昭和六十一年七月二日
三号)	

特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法(昭和六十一   失効	平成五年二月二十五日
年法律第四号)	
特定地域中小企業対策臨時措置法(昭和六十一年法律第一失効	平成三年十二月五日
九十七号)	
自作農創設特別措置法(昭和二十一年法律第四十三号) 廃止	昭和二十七年十月二十一日
小型機船底びき網漁業整理特別措置法(昭和二十七年法 廃止	昭和五十七年七月二十三日
律第七十七号)	
十勝沖地震による農林業災害の復旧資金の融通に関する「廃止	昭和五十七年七月二十三日
特別措置法(昭和二十七年法律第百三十四号)	
道路整備特別措置法(昭和二十七年法律第百六十九号) 廃止	昭和三十一年三月十四日
国立病院特別会計所属の資産の譲渡等に関する特別措置 廃止	昭和六十二年十月十七日
法(昭和二十七年法律第三百十一号)	
木材防腐特別措置法(昭和二十八年法律第百十二号) 廃止	平成六年十一月十一日

		する特別措置法(昭和二十八年法律第二百十九号)
		九月の風水害による被害地域における失業対策事業に関
昭和五十七年七月二十三日	廃止	昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び
		十八年法律第二百十八号)
		対する資金の貸付及び補助に関する特別措置法(昭和二
		九月の風水害の被害地域に行われる国民健康保険事業に
昭和五十七年七月二十三日	廃止	昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び
		措置法(昭和二十八年法律第二百十七号)
		九月の風水害の被害地域における災害救助に関する特別
昭和五十七年七月二十三日	廃止	昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び
		る特別措置法(昭和二十八年法律第二百十六号)
		九月の風水害の被害地域における公衆衛生の保持に関す
昭和五十七年七月二十三日	廃止	昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び

		付に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百三十二
		九月の風水害の被害地域において行う母子福祉資金の貸
昭和五十七年七月二十三日	廃止	昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び
		する特別措置法(昭和二十八年法律第二百三十一号)
		九月の風水害による社会福祉事業施設の災害の復旧に関
昭和五十七年七月二十三日	廃止	昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び
		十号)
		の復旧に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百三
		月及び九月における風水害による病院及び診療所の災害
昭和五十七年七月二十三日	廃 止	昭和二十八年六月及び七月における大水害並びに同年八
		通に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百二十号)
		九月の風水害による被害たばこ耕作者に対する資金の融
昭和五十七年七月二十三日	廃止	昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び

号)		
有畜農家創設特別措置法(昭和二十八年法律第二百六十)廢	廃止	昭和三十六年十一月十日
号)		
昭和二十八年台風第十三号による被害農地の除塩事業に	廃止	昭和五十七年七月二十三日
対する特別措置法(昭和二十八年法律第二百七十一号)		
特定海域における漁船の被害に伴う資金の融通に関する。	廃止	昭和五十七年七月二十三日
特別措置法(昭和二十九年法律第一号)		
北海道における国有林野の風害木等の売払代金の納付に「廃	廃止	昭和五十七年七月二十三日
関する特別措置法(昭和二十九年法律第二百十八号)		
農業協同組合整備特別措置法(昭和三十一年法律第四十	廃止	昭和五十七年七月二十三日
四号)		
昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月	廃止	昭和五十七年七月二十三日
の風水害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関		
	_	_

		別措置法(昭和三十四年法律第百八十三号)
		の風水害を受けた地域における失業対策事業に関する特
昭和五十七年七月二十三日	廃止	昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月
		四年法律第百八十二号)
		供する小型の漁船の建造に関する特別措置法(昭和三十
昭和五十七年七月二十三日	廃止	昭和三十四年九月の風水害を受けた漁業者の共同利用に
		百八十一号)
		塩事業の助成に関する特別措置法(昭和三十四年法律第
昭和五十七年七月二十三日	廃止	昭和三十四年九月の暴風雨により塩害を受けた農地の除
		別措置法(昭和三十四年法律第百七十号)
		る保険金の支払等にあてるための資金の融通に関する特
昭和五十七年七月二十三日	廃止	昭和三十四年八月及び九月の風水害による任意共済に係
		する特別措置法(昭和三十四年法律第百六十九号)

-		
昭和五十七年七月二十三日	廃止	昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月
		法律第百八十七号)
		業施設の災害復旧費に関する特別措置法(昭和三十四年
昭和五十七年七月二十三日	廃止	昭和三十四年八月及び九月の風水害を受けた社会福祉事
		置法(昭和三十四年法律第百八十六号)
		の風水害を受けた都道府県の災害救助費に関する特別措
昭和五十七年七月二十三日	廃止	昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月
		四年法律第百八十五号)
		を受けた医療機関の復旧に関する特別措置法(昭和三十
昭和五十七年七月二十三日	廃止	昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害
		特別措置法(昭和三十四年法律第百八十四号)
		の風水害を受けた地域における公衆衛生の保持に関する
昭和五十七年七月二十三日	廃止	昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月

昭和五十七年七月二十三日	廃业	昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁
		五年法律第百八号)
		産業施設の災害復旧事業に関する特別措置法(昭和三十
昭和五十七年七月二十三日	廃止	昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた水
		特別措置法(昭和三十四年法律第百九十号)
		の風水害を受けた者等に対する福祉年金の支給に関する
昭和五十七年七月二十三日	廃止	昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月
		三十四年法律第百八十九号)
		民健康保険事業に対する補助に関する特別措置法(昭和
		の風水害に際し災害救助法が適用された地域における国
昭和五十七年七月二十三日	廃 止	昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月
		る特別措置法(昭和三十四年法律第百八十八号)
		の風水害を受けた者に対する母子福祉資金の貸付に関す

		同年七月、八月、九月及び十月の水害若しくは風水害又
昭和五十七年七月二十三日	廃止	昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月の水害、
		三十六年法律第二百七号)
		会福祉事業施設の災害復旧費に関する特別措置法(昭和
昭和五十七年七月二十三日	廃止	昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた社
		六年法律第二百六号)
		域における伝染病予防費に関する特別措置法(昭和三十
昭和五十七年七月二十三日	廃止	昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた地
		措置法 (昭和三十五年法律第百十号)
		業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別
昭和五十七年七月二十三日	廃止	昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁
		置に関する特別措置法(昭和三十五年法律第百九号)
		村における漁民の共同利用に供する特定の漁業施設の設

は同年八月の北美濃地震による災害を受けた農林水産業	
施設の災害復旧事業等に関する特別措置法(昭和三十六	
年法律第二百二十号)	
昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた漁 廃止	昭和五十七年七月二十三日
業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別	
措置法(昭和三十六年法律第二百二十一号)	
沖縄産糖の糖価安定事業団による買入れ等に関する特別 廃止	昭和四十七年十月一日
措置法(昭和三十九年法律第四十二号)	
旧勲章年金受給者に関する特別措置法(昭和四十二年法 廃止	平成十三年一月六日
律第一号)	
沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法(昭 廃止	昭和四十七年三月十五日
和四十二年法律第三十七号)	
中小漁業振興特別措置法(昭和四十二年法律第五十九号)(廃止)	昭和五十一年六月一日

昭和二十二年以前の郵便年金契約に関する特別措置法	廃止	昭和五十七年七月二十三日
(昭和四十二年法律第七十号)		
公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法(昭和四	廃止	昭和四十九年九月一日
十四年法律第九十号)		
昭和二十四年五月以前の簡易生命保険契約に関する特別	廃止	平成十三年一月六日
措置法(昭和五十年法律第九十一号)		
国有林野事業改善特別措置法 (昭和五十三年法律第八十	廃止	平成十年十月十九日
八号)		
日本国有鉄道経営再建促進特別措置法(昭和五十五年法	廃止	昭和六十一年十二月四日
律第百十一号)		
特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措	廃止	平成十三年六月三十日
置法(昭和五十八年法律第三十九号)		
農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法	廃止	平成十二年三月三十一日

(平成七年法律第五号)		
昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び	失効	昭和三十年一月一日
九月の風水害による被害中小企業者に対する国有の機械		
等の譲渡等に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二		
百四十一号)		
昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害	失効	昭和三十六年一月一日
を受けた中小企業者に対する国有の機械等の売払等に関		
する特別措置法(昭和三十四年法律第百九十一号)		
同和対策事業特別措置法(昭和四十四年法律第六十号)	失効	昭和五十七年四月一日
琵琶湖総合開発特別措置法(昭和四十七年法律第六十四	失効	平成九年四月一日
号)		
松くい虫被害対策特別措置法(昭和五十二年法律第十八)	失効	平成九年四月一日
号)		

「肥料価格安定等臨時措置

繊維産業構造改善臨時措置法の題名については、 昭和四十二年の公布時点では「特定繊維工業構造改

過疎地域振興特別措置法

(昭和五十五年法律第十九号)

|失効

平成二年四月

日

地域改善対策特別措置

法

昭昭

(和五十七年法律第十六号)

失効

昭和六十二年四

月

日

善臨時措置法」であったが、 昭和四十九年の改正で「繊維工業構造改善臨時措置法」に改められ、 平成

六年の改正で廃止の際の題名に改められた。

Ξ 特定産業構造改善臨時措置法の題名については、 昭和五十三年の公布時点では「特定不況産業安定臨

時 ·措置法」であったが、昭和五十八年の改正で廃止の際の題名に改められた。

四

況地域中小企業対策臨時措置法」であったが、昭和五十八年の改正で廃止の際の題名に改められた。

特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法の題名については、昭和五十三年の公布時点では「特定不

五 昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による被害たばこ耕作者に対す

る資金の融通に関する特別措置法の題名については、 昭和二十八年八月の公布時点では 昭 和二十八年

六月及び七月における水害による被害たばこ耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法」 であった

が、 同年十一月の改正で廃止の際の題名に改められた。

六 昭和三十六年五月の風害若しくは水害、 同年六月の水害、 同年七月、 八月、 九月及び十月の水害若し

くは風水害又は同年八月の北 美濃地震による災害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特

別措置法の題名については、 昭和三十六年の公布時点では 「昭和三十六年五月の風害若しくは水害、 同

る災害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法」であったが、 年六月及び十月の水害、 同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震によ 昭和三十七年の改

正で廃止の際の題名に改められた。

七 布時点では 沖縄産糖の糖価安定事業団による買入れ等に関する特別措置法の題名については、 「沖縄産糖の政府買入れに関する特別措置法」であったが、昭和四十年の改正で廃止 昭和三十九年の公 の 際 の

題名に改められた。

八 和六十二年の改正で 十三年の改正で廃止の際の題名に改められた。 特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の題名については、 「特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」 「特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」 に改められ、 昭和五十八年の公布 であったが、 昭和六 昭

国有の 二十八年六月及び七月の大水害による被害中小企業者に対する国有の機械等の譲渡等に関する特別措置 昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による被害中小企業者に対する 機械等の譲渡等に関する特別措置法の題名については、 昭和二十八年八月の公布時点では 「昭和

九

法」であったが、同年十一月の改正で失効の際の題名に改められた。

置法」であったが、昭和五十七年の改正で失効の際の題名に改められた。

十 松くい虫被害対策特別措置法の題名については、昭和五十二年の公布時点では「松くい虫防除特別措

金額相当の支払を日本開発銀行が猶予できるこ		
資契約により生ずる一定の利子のうち利子補給		
負担の軽減を図るため、利子補給契約に係る融		法律第一号)
の支給繰延措置を定めるとともに、海運企業の		臨時措置法(昭和二十八年
国の厳しい財政状況等にかんがみ、利子補給金	昭和六十二年三月三十一日	外航船舶建造融資利子補給
り生じる新たな課題に対応する必要があるため。		
害の態様の変化や農業をめぐる情勢の変化によ		
一残されており、加えて、都市化の進展による災		二十七年法律第九十六号)
の両面において対策を必要とする地域が数多く		及び振興臨時措置法(昭和
特殊土壌地帯には、今なお災害防除と農業振興	平成九年三月三十一日	特殊土じよう地帯災害防除
	法律の公布の日	
直近の延長理由	直近の延長に係る	件名

		と等の規定を整備する必要があるため。
保安林整備臨時措置法(昭	平成六年四月三十日	保安林整備計画の実施の状況及び最近における
和二十九年法律第八十四号)		山地災害の発生状況等保安林に係る諸情勢の変
		化にかんがみ、保安林整備臨時措置法の有効期
		間を延長して保安林の整備を図る必要があるた
		හ්
駐留軍関係離職者等臨時措	平成十年三月三十一日	駐留軍関係離職者の発生が今後においても引き
置法(昭和三十三年法律第		続き予想される状況にかんがみ、駐留軍関係離
百五十八号)		職者等臨時措置法の有効期限を延長する必要が
		あるため。
炭鉱労働者等の雇用の安定	平成四年三月三十一日	石炭鉱業をめぐる諸情勢等からみて総合的な石
等に関する臨時措置法(昭		炭対策を講じていくことがなお必要とされる現
和三十四年法律第百九十九		状にかんがみ、今後十年間を最終段階として、

のための措置の強化に伴う原材料の供給事情等		通臨時措置法(昭和五十二
最近における国際的な水産資源の保存及び管理	平成十年三月三十一日	水産加工業施設改良資金融
備を促進する必要があるため。		律第百十五号)
等産業開発道路整備計画を継続してなおその整		時措置法(昭和三十九年法
奥地等産業開発道路の整備状況からみて、奥地	平成十年三月三十一日	奥地等産業開発道路整備臨
有効期限等を十年延長する必要があるため。		
の措置を講じつつ、産炭地域振興臨時措置法の		
最近の経済的社会的環境の変化を踏まえて所要		十九号)
の必要性がなお存続している実情にかんがみ、		(昭和三十六年法律第二百
産炭地域における鉱工業等の振興を促進する等	平成三年四月十七日	産炭地域振興臨時措置法
る必要があるため。		
炭鉱労働者の雇用の安定のための措置等を講ず		
石炭鉱業の構造調整の円滑な推進を図るため、		号)

めの措置等を講ずる必要があるため。		
備を民間事業者の能力の活用により促進するた		
な事業活動を行う上での基盤となる施設等の整		六十一年法律第七十七号)
律的発展を円滑化するためには、引き続き新た		に関する臨時措置法(昭和
ける経済活動の活力を維持し、我が国経済の自		よる特定施設の整備の促進
内外の経済情勢の変化に対応して、我が国にお	平成七年十一月十六日	民間事業者の能力の活用に
を延長する必要があるため。		十四号)
伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限		法(昭和五十二年法律第九
想される状況にかんがみ、国際協定の締結等に		業離職者に関する臨時措置
漁業離職者の発生が今後においても引き続き予	平成十年三月三十一日	国際協定の締結等に伴う漁
けを行う必要があるため。		
等が水産加工施設の改良等に必要な資金の貸付		
の変化にかんがみ、引き続き農林漁業金融公庫		年法律第九十三号)

を通じた輸入品の流通の円滑化を一層図ってい		二号)
律的発展を円滑化するためには、輸入促進地域		置法(平成四年法律第二十
ける経済活動の活力を維持し、我が国経済の自		業の円滑化に関する臨時措
日 内外の経済情勢の変化に対応して、我が国にお	平成七年十一月十六日	輸入の促進及び対内投資事
止期限の延長等の改正が必要であるため。		
ットワーク社会の形成に寄与するためには、廃		号)
盤の一層の充実を図り、もって高度情報通信ネ		法(平成三年法律第二十七
電気通信による情報の流通の円滑化のための基	平成十三年六月八日	電気通信基盤充実臨時措置
る必要があるため。		
特定農産加工業者の経営改善を引き続き促進す		
金融及び税制上の支援措置を講ずることにより、		六十五号)
加しているという事情の著しい変化に対処して、		時措置法(平成元年法律第
日  輸入自由化等の結果、農産加工品等の輸入が増	平成十一年六月三十日	特定農産加工業経営改善臨

振興開発を図るため、新たな小笠原諸島振興開		七十九号)
の社会経済情勢にかんがみ、引き続き同地域の		置法(昭和四十四年法律第
小笠原諸島の特殊事情及び最近における同地域	平成十一年三月三十一日	小笠原諸島振興開発特別措
定等の措置を講ずる必要があるため。		
興開発を図るため、奄美群島振興開発計画の改		八十九号)
社会経済情勢にかんがみ、引き続き同地域の振		法(昭和二十九年法律第百
奄美群島の特殊事情及び最近における同地域の	平成十一年三月三十一日	奄美群島振興開発特別措置
措置法の廃止期限を延長する必要があるため。		
ずるため、労働時間の短縮の促進に関する臨時		
力を促進するための特別の措置等を引き続き講		法律第九十号)
主等による労働時間の短縮に向けた自主的な努力		する臨時措置法(平成四年)
最近における労働時間の状況にかんがみ、事業	平成十三年三月三十一日	労働時間の短縮の促進に関
くことが必要であるため。		

四 四

		発計画の策定等の措置を講ずる必要があるため。
沖縄振興開発特別措置法	田一十二年二十四日	最近における沖縄の社会経済情勢にかんがみ、
 (昭和四十六年法律第百三		引き続き沖縄の振興開発を図るため、沖縄振興
 十一号)		開発特別措置法の有効期限の延長等の改正が必
		要であるため。

## 備考

炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法の題名については、 昭和三十四年の公布時点では

「炭鉱離職者臨時措置法」であったが、平成四年三月の改正で現行の題名に改められた。

化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律」 に関する法律」であったが、昭和六十三年の改正で「原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変 供給事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置 水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の題名については、昭和五十二年の公布時点では「原材料の

に改められ、平成十年の改正で現行の題名に改められた。

Ξ 奄美群島振興開発特別措置法の題名については、 昭和二十九年の公布時点では 「奄美群島復興特別措

置法」であったが、昭和三十九年三月の改正で「奄美群島振興特別措置法」に改められ、 昭和四十九年

三月の改正で現行の題名に改められた。

四 小笠原諸島振興開発特別措置法の題名については、昭和四十四年の公布時点では「小笠原諸島復興特

別措置法」であったが、 昭和五十四年の改正で「小笠原諸島振興特別措置法」に改められ、平成元年の

改正で現行の題名に改められた。

別表第三

九年四月三十日以前			
業年度から昭和四十			
日以後に終了する事	して法人税負担の引上げを行うため。	五八、一六一	
昭和四十五年五月一	現下の経済財政事情にかんがみ、臨時措置と	昭和四十九年度	法人税
	め。		
	所得税について、その負担の軽減等を行うた	一七九、五三八	
昭和六十三年分	所得税負担の状況に顧み、昭和六十三年分の	昭和六十三年度	所得税
		(億円)	
		る税収決算額	
		当該年度におけ	
		た直近年度及び	
適用期間等	措置が講じられた理由	措置が講じられ	

	の我が国経済の状況等を見極めつつ将来抜本	
	う、法人の所得課税の在り方について、今後	
年度以降	の著しく停滞した経済活動の回復に資するよ	
以後に開始する事業	化、国際化の進展等に対応するとともに現下	一〇七、九五一
平成十一年四月一日	近年における我が国の経済社会の構造的な変	平成十一年度
度まで		
前に終了する事業年		
二年三月三十一日以		-
業年度から昭和六十		
日以後に終了する事	て法人税の税率の引上げを行うため。	一三〇、九一一
昭和五十九年四月一	現下の厳しい財政事情に顧み、臨時措置とし	昭和六十一年度
まで		
に終了する事業年度		

	率引上げを行うため。		
	額の道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税		
	間の措置として、たばこ税の税率引下げと同		
から当分の間	な運営に十分配慮するとの観点から、当分の	九、〇五〇	
平成十一年五月一日	恒久的な減税の実施に伴い、地方財政の円滑	平成十一年度	たばこ税
三十一日まで	臨時措置として引き上げるため。		
日から平成元年三月	一環として、たばこ消費税の従量割の税率を	一〇、〇九二	
昭和六十一年五月一	補助金等の整理合理化に伴う地方財政対策の	昭和六十三年度	たばこ消費税
	いないため。		
年	価等の諸事情が必ずしも中長期的に安定して	一、六〇一	
平成八年及び平成九	地価税の負担の在り方の検討の前提となる地	平成九年度	地価税
	き負担軽減措置を講ずるため。		
	的な見直しを行うまでの間、早急に実施すべ		

定された期間			
十六号)第二条に規			
和三十五年法律第三	対応するため。	八、六三七	
関税暫定措置法(昭	その時々の貿易自由化等の経済情勢の変化に	平成十一年度	関税
十一日まで	め。		
ら平成十一年三月三	までの臨時措置として税率の引下げを行うた	一九〇	
平成十年四月一日か	平成十一年末までに取引所税の見直しを行う	平成十年度	取引所税
十一日まで	行うため。		
ら平成十一年三月三	を行うまでの臨時措置として税率の引下げを	一、七二六	税
平成十年四月一日か	平成十一年末までに有価証券取引税の見直し	平成十年度	有価証券取引
三十一日まで	を安定的に確保するため。		
日から平成元年三月	つつ、石油及び石油代替エネルギー対策財源	三、〇六〇	
昭和六十三年八月一	昭和六十三年度における税負担の安定を図り	昭和六十三年度	石油税

		の我が国経済の状況等を見極めつつ将来抜本	
		的な見直しを行うまでの間、早急に実施すべ	
		き負担軽減措置を講ずるため。	
道府県たばこ	昭和六十三年度	補助金等の整理合理化に伴う地方財政対策の	昭和六十一年五月一
消費税及び市	九、九六六	一環として、道府県たばこ消費税及び市町村	日から平成元年三月
町村たばこ消		たばこ消費税の従量割の税率を臨時措置とし	三十一日まで
费税		て引き上げるため。	
道府県たばこ	平成十一年度	恒久的な減税の実施に伴い、地方財政の円滑	平成十一年五月一日
税及び市町村	一一、四三五	な運営に十分配慮するとの観点から、当分の	から当分の間

		たばこ税
	45	88
率引上げを行うため。	額の道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税	間の措置として、たばこ税の税率引下げと同一

別表第四

八、〇一五	平成二十年度
七、九八二	平成十九年度
七、九四二	平成十八年度
七、九〇二	平成十七年度
七、八六三	平成十六年度
七、八二四	平成十五年度
七、七七七	平成十四年度
七、七三一	平成十三年度
七、六七七	平成十二年度
七、六一六	平成十一年度
七、五二六	平成十年度
自動車交通量(億台キロメートル)	年度

別表第五

六・〇	1		五・九	〇· 九	昭和六十三年度
五・〇	-	_		四・三	昭和六十二年度
=-1	[	l	1	四・三	昭和六十一年度
四			J	四・七	昭和六十年度
四 •		1		四 · 九	昭和五十九年度
ニ・六	l	-	Ţ	大・七	昭和五十八年度
	ーセント)	ーセント)	ーセント)	ーセント)	
	P成長率(パ	N P 成長(パ	P成長率(パ	P成長率(パ	
	度の実質GD	年度の実質G	度の実質GN	度の実質GN	年
	における各年	画における各	における各年	における各年	
実績値(パーセント)	備五箇年計画	整備五箇年計	備五箇年計画	備五箇年計画	
実質GNP成長率の	現行の道路整	第十一次道路	第十次道路整	第九次道路整	

_ -									
はマイナスー・九)									
(実質GDP成長率	三、八	<u>-</u>			度	年	+	成	平
マイナスー・九									
0.0		= =	三・七		度	年	九	成	平
四・七			= 0		度	年	八	成	平
Ξ.		四:二	= .0		度	年	七	成	平
O·六	1	四三	=		度	年	六	成	平
0 • 111	_	七・四	○·≡		度	年	五	成	平
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1		<b>E</b> · O	三・七	度	年	匹	成	平
0 • [:]			四 • 一	三・七	度	年	三	成	平
五・三	_		四:二	三・六	度	年	_	成	平
四・七		-	三・七	= =	度	年	元	成	平

備考

十八年の第十五回国際連合統計委員会において採択された「国民経済計算の体系」 数値は、平成十一年度の実質GNP成長率及び実質GDP成長率の実績値を除き、 (8 SNA) に基づ いずれも千九百六

I	-· o		l	_	平成十九年度
.	〇 · 九				平成十八年度
	O·八		l	_	平成十七年度
	0 · 八	.1		_	平成十六年度
	0・七				平成十五年度
	一 · 五				平成十四年度
	一・六	11.4			平成十三年度
	一 · 四	二五五		]	平成十二年度
は一・四)					
(実質GDP成長率	一 七	<u>-</u>	1		平成十一年度

く計算によるものである。

済モデルにより計画初年度から十年間の経済効果を推計しているが、その余の年度については推計を行 第九次道路整備五箇年計画から現行の道路整備五箇年計画までの各計画については、 それぞれ計量経

ていない。

Ξ 十一年度の実績値については、実質GDP成長率の実績値を併記した。 代えて実質GDP成長率を記載した。また、これらとの比較の参考データとして、平成十年度及び平成 現行の道路整備五箇年計画については、各年度の実質GNP成長率を算定していないため、これらに

兀 いては、「平成十二年版国民経済計算年報」(経済企画庁編)による。 昭和五十八年度から平成十年度までの実質GNP成長率及び同年度の実質GDP成長率の実績値につ

計算により得られた値であり、 回国際連合統計委員会において採択された「千九百九十三年国民経済計算体系」 平成十一年度の実質GNP成長率及び実質GDP成長率の実績値については、 (内閣府経済社会総合研究所編)によるが、これらの数値は、千九百九十三年の第二十七 他の数値と算定方法が異なるため、単純に比較することはできない。 「平成十三年版国民経 93 S N A) に基づく

五